

訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業

環境性能の高いEV車・PHEV車・EVバイク及び車両の充電環境設備を導入する都内の訪問介護事業者に対して、経費の一部を助成します！



1事業者3事業所まで申請可能 1事業所あたり上限250万円

申請方法・スキーム

令和7年4月1日以降に公社が実施する助成対象となる事業に先に申請し、交付決定となっている必要があります。

充電設備普及促進事業

充電設備



電気自動車等の普及促進事業

EV・PHEV車両



電動バイクの普及促進事業
電動バイク充電環境促進事業

EVバイク・専用充電器車両



受付・審査・交付決定

交付決定通知書受領

契約・着工

実績報告・審査

額確定通知書受領

受付・審査・交付決定

本事業への申請・審査

交付決定

支払い

申請期限

①該当事業の助成額が確定した通知書を受領した日から

60日を経過する日

※事業開始前に既に通知書を受領している場合は、申請受付開始日から60日を経過する日

②令和8年3月31日

①、②のいずれか
早い日まで



公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

HTT
東京Tokyo

助成対象者

都内に下記サービス種別で訪問介護事業所等を開設している事業者であること。

地域密着型サービス(区市町村指定)	東京都指定
■夜間対応型訪問介護	■訪問介護
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護	■訪問入浴介護

※都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える事業者は除く

※1法人あたり3事業所まで

助成対象となる事業者は下記URLからご確認ください。

(東京都福祉局webページ)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/shitei/togetsu

上記サービスを実施していて記載のリストにない場合は、助成対象となるかどうか確認いたしますので別途お問合せください。

助成対象車両・機器

EV・PHEV車両、EVバイク、外部給電器、EVバイクバッテリー専用充電器

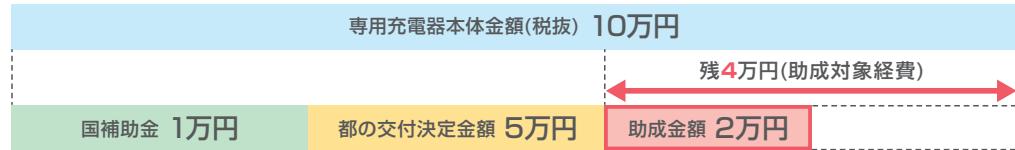
(助成対象経費 - 国補助事業等の助成基準額 - 公社助成事業の助成額) × 1/2

※国補助が併用できる場合は併用可否に拘わらず、予め算出されている金額を控除し、千円未満の端数が生じた場合には、千円単位未満を切り捨てる。

助成金額のイメージ：助成対象車



助成金額のイメージ：助成対象専用充電器



助成金額

助成対象設備 (充電設備)

ア 申請者が充電設備等を所有している場合

公社充電助成事業における助成対象経費から、当該経費のための寄附金、公社充電助成事業の助成金額、及び他補助事業の補助金相当額を控除した額

イ 申請者がリース契約の借主として充電設備等を使用している場合

公社充電助成事業における助成対象経費から、当該経費のための寄附金、公社充電助成事業の助成金額、及び他補助事業の補助金相当額を控除した額にかかるリース料

助成金額のイメージ：助成対象設備



令和7年度受付締切

令和8年3月31日(火)必着

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の「手続きの手引き」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) モビリティチーム

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階



TEL: 03-5990-5068

クール・ネット東京 ホームページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-houmonkaigo>

